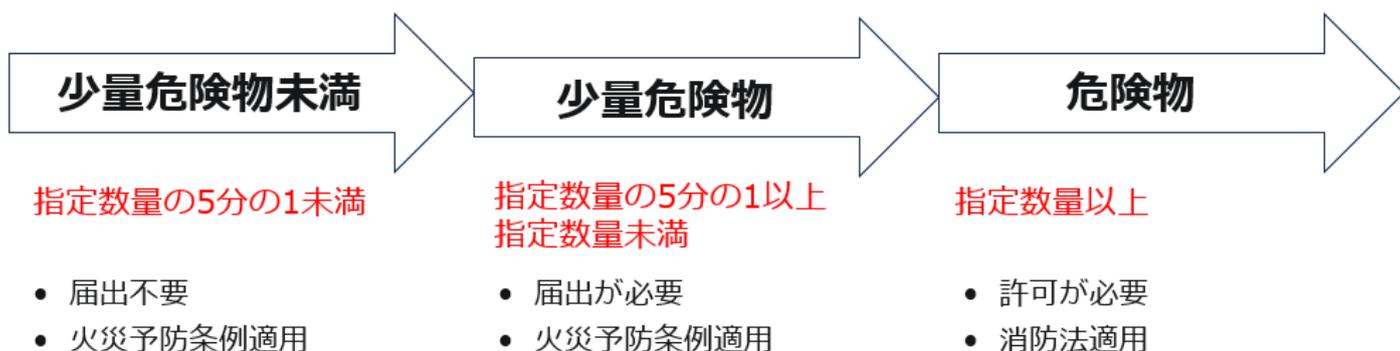


危険物の規制区分について

・危険物の規制区分



・指定数量とは？

指定数量は、危険物ごとに消防法で定められた基準量のことです。

ガソリン	灯油・軽油	アルコール類
200リットル 最も引火しやすく、 厳重な管理が必要な危険物です。	1,000リットル 家庭でも使用される燃料です。	400リットル 消毒用や工業用として広く使 用されています。

・お問い合わせ先

少量危険物に関するご相談

お近くの消防署へお問い合わせください。



危険物（指定数量以上）に関するご相談

消防本部予防課へお問い合わせください。

T E L : 0154-23-4381

E-mail : yo-hoanshidou@city.Kushiro.lg.jp